

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>第1章 総則</p> <p>第1条の2((定義))関係 (「扶養義務者」の意義)</p> <p>1の2—1 相続税法(昭和25年法律第73号。以下「法」という。)第1条の2第1号に規定する「扶養義務者」とは、配偶者並びに民法(明治29年法律第89号)第877条(<u>扶養義務者</u>)の規定による直系血族及び兄弟姉妹並びに家庭裁判所の審判を受けて扶養義務者となった三親等内の親族をいうのであるが、これらの者のほか三親等内の親族で生計を一にする者については、家庭裁判所の審判がない場合であってもこれに該当するものとして取り扱うものとする。</p> <p>なお、上記扶養義務者に該当するかどうかの判定は、相続税にあつては相続開始の時、贈与税にあつては贈与の時の状況によることに留意する。</p> <p>第1条の3((相続税の納税義務者))及び第1条の4((贈与税の納税義務者))共通関係 (財産取得の時期の原則)</p> <p>1の3・1の4共—8 (省略)</p> <p>(1) 相続又は遺贈の場合 相続の開始の時(<u>失踪の宣告を相続開始原因とする相続については、民法第31条((失踪の宣告の効力))</u>に規定する期間満了の時又は危難の去りたる時)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(農地等の贈与による財産取得の時期)</p> <p>1の3・1の4共—10 農地法(昭和27年法律第229号)第3条第1項(<u>農地又は採草放牧地の権利移動の制限</u>)若しくは第5条第1項(<u>農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限</u>)本文の規定による許可を受けなければならない農地若しくは採草放牧地(以下1の3・1の4共—10においてこれらを「農地等」という。)の贈与又は同項第3号の規定による届出をしてする農地等の贈与に係る取得の時期</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条の2((定義))関係 (「扶養義務者」の意義)</p> <p>1の2—1 相続税法(昭和25年法律第73号。以下「法」という。)第1条の2第1号に規定する「扶養義務者」とは、配偶者並びに民法(明治29年法律第89号)第877条の規定による直系血族及び兄弟姉妹並びに家庭裁判所の審判を受けて扶養義務者となった三親等内の親族をいうのであるが、これらの者のほか三親等内の親族で生計を一にする者については、家庭裁判所の審判がない場合であってもこれに該当するものとして取り扱うものとする。</p> <p>なお、上記扶養義務者に該当するかどうかの判定は、相続税にあつては相続開始の時、贈与税にあつては贈与の時の状況によることに留意する。</p> <p>第1条の3((相続税の納税義務者))及び第1条の4((贈与税の納税義務者))共通関係 (財産取得の時期の原則)</p> <p>1の3・1の4共—8 (同左)</p> <p>(1) 相続又は遺贈の場合 相続の開始の時(<u>失そうの宣告を相続開始原因とする相続については、民法第31条に規定する期間満了の時又は危難の去りたる時</u>)</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(農地等の贈与による財産取得の時期)</p> <p>1の3・1の4共—10 農地法(昭和27年法律第229号)第3条第1項若しくは第5条第1項本文の規定による許可を受けなければならない農地若しくは採草放牧地(以下1の3・1の4共—10においてこれらを「農地等」という。)の贈与又は同項第3号の規定による届出をしてする農地等の贈与に係る取得の時期は、当該許可があつた日又は当該届出の効力が生じた日後に贈与があつたと認められる場合を</p>

改正後	改正前
<p>は、当該許可があった日又は当該届出の効力が生じた日後に贈与があったと認められる場合を除き、1の3・1の4共―8及び1の3・1の4共―9にかかわらず、当該許可があった日又は当該届出の効力が生じた日によるものとする。</p> <p>第3条（相続又は遺贈により取得したものとみなす場合）関係 （「相続を放棄した者」の意義）</p> <p>3―1 法第3条第1項に規定する「相続を放棄した者」とは、民法第915条（<u>（相続の承認又は放棄をすべき期間）</u>）から第917条までに規定する期間内に同法第938条（<u>（相続の放棄の方式）</u>）の規定により家庭裁判所に申述して相続の放棄をした者（同法第919条第2項（<u>（相続の承認及び放棄の撤回及び取消し）</u>）の規定により放棄の取消しをした者を除く。）だけをいうのであって、正式に放棄の手続をとらないで事実上相続により財産を取得しなかつたにとどまる者はこれに含まれないのであるから留意する。</p> <p>（「相続権を失った者」の意義）</p> <p>3―2 法第3条第1項に規定する「相続権を失った者」とは、民法第891条の各号（<u>（相続人の欠格事由）</u>）に掲げる者並びに同法第892条（<u>（推定相続人の廃除）</u>）及び第893条（<u>（遺言による推定相続人の廃除）</u>）の規定による推定相続人の廃除の請求に基づき相続権を失った者（同法第894条（<u>（推定相続人の廃除の取消し）</u>）の規定により廃除の取消しのある者を除く。）だけをいうのであるから留意する。</p> <p>（生命保険契約の範囲）</p> <p>3―4 （省略）</p> <p>（1） 保険業法（平成7年法律第105号）第2条第3項（<u>（定義）</u>）に規定する生命保険会社又は同条第8項に規定する外国生命保険会社等と締結した生命保険契約</p> <p>（2） 簡易生命保険法（昭和24年法律第68号）第3条（<u>（政府保証）</u>）に規定する簡易生命保険契約。ただし、簡易生命保険法の一部を改正する法律（平成2年法律第50号）附則第3条（<u>（郵便年金法の廃止）</u>）により廃止された郵便年金法の規定により締結された年金契約を除く。</p> <p>（3） （省略）</p> <p>（退職手当金等に該当しないもの）</p> <p>3―23 （省略）</p>	<p>除き、1の3・1の4共―8及び1の3・1の4共―9にかかわらず、当該許可があった日又は当該届出の効力が生じた日によるものとする。</p> <p>第3条（相続又は遺贈により取得したものとみなす場合）関係 （「相続を放棄した者」の意義）</p> <p>3―1 法第3条第1項に規定する「相続を放棄した者」とは、民法第915条から第917条までに規定する期間内に同法第938条の規定により家庭裁判所に申述して相続の放棄をした者（同法第919条第2項の規定により放棄の取消しをした者を除く。）だけをいうのであって、正式に放棄の手続をとらないで事実上相続により財産を取得しなかつたにとどまる者はこれに含まれないのであるから留意する。</p> <p>（「相続権を失った者」の意義）</p> <p>3―2 法第3条第1項に規定する「相続権を失った者」とは、民法第891条の各号に掲げる者並びに同法第892条及び第893条の規定による推定相続人の廃除の請求に基づき相続権を失った者（同法第894条の規定により廃除の取消しのある者を除く。）だけをいうのであるから留意する。</p> <p>（生命保険契約の範囲）</p> <p>3―4 （同左）</p> <p>（1） 保険業法（平成7年法律第105号）第2条第3項に規定する生命保険会社又は同条第8項に規定する外国生命保険会社等と締結した生命保険契約</p> <p>（2） 簡易生命保険法（昭和24年法律第68号）第3条に規定する簡易生命保険契約。ただし、簡易生命保険法の一部を改正する法律（平成2年法律第50号）附則第3条により廃止された郵便年金法の規定により締結された年金契約を除く。</p> <p>（3） （同左）</p> <p>（退職手当金等に該当しないもの）</p> <p>3―23 （同左）</p>

改正後	改正前
<p>(1) 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第12条の8第1項第4号及び第5号（<u>業務災害に関する保険給付</u>）に掲げる遺族補償給付及び葬祭料並びに同法第21条第4号及び第5号（<u>通勤災害に関する保険給付</u>）に掲げる遺族給付及び葬祭給付</p> <p>(2) 国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号）第15条（<u>遺族補償</u>）及び第18条（<u>葬祭補償</u>）に規定する遺族補償及び葬祭補償</p> <p>(3) 労働基準法（昭和22年法律第49号）第79条（<u>遺族補償</u>）及び第80条（<u>葬祭料</u>）に規定する遺族補償及び葬祭料</p> <p>(4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第63条（<u>埋葬料及び家族埋葬料</u>）、第64条及び第70条（<u>弔慰金及び家族弔慰金</u>）に規定する埋葬料及び弔慰金</p> <p>(5) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第65条（<u>埋葬料及び家族埋葬料</u>）、第66条及び第72条（<u>弔慰金及び家族弔慰金</u>）に規定する埋葬料及び弔慰金</p> <p>(6) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第25条（<u>国家公務員共済組合法の準用</u>）の規定において準用する国家公務員共済組合法第63条、第64条及び第70条に規定する埋葬料及び弔慰金</p> <p>(7) 健康保険法（大正11年法律第70号）第100条（<u>埋葬料</u>）に規定する埋葬料</p> <p>(8) 船員保険法（昭和14年法律第73号）第50条の9（<u>葬祭料の支給</u>）に規定する葬祭料</p> <p>(9) 船員法（昭和22年法律第100号）第93条（<u>遺族手当</u>）及び第94条（<u>葬祭料</u>）に規定する遺族手当及び葬祭料</p> <p>(10) 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（昭和22年法律第80号）第12条（<u>弔慰金</u>）及び第12条の2（<u>特別弔慰金</u>）に規定する弔慰金及び特別弔慰金</p> <p>(11) 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第31条（<u>遺族補償</u>）及び第42条（<u>葬祭補償</u>）に規定する遺族補償及び葬祭補償</p> <p>(12) 消防組織法（昭和22年法律第226号）第15条の7（<u>公務災害補償</u>）の規定に基づく条例の定めにより支給される消防団員の公務災害補償</p> <p>(13) （省略）</p>	<p>(1) 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第12条の8第1項第4号及び第5号に掲げる遺族補償給付及び葬祭料並びに同法第21条第4号及び第5号に掲げる遺族給付及び葬祭給付</p> <p>(2) 国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号）第15条及び第18条に規定する遺族補償及び葬祭補償</p> <p>(3) 労働基準法（昭和22年法律第49号）第79条及び第80条に規定する遺族補償及び葬祭料</p> <p>(4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第63条、第64条及び第70条に規定する埋葬料及び弔慰金</p> <p>(5) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第65条、第66条及び第72条に規定する埋葬料及び弔慰金</p> <p>(6) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第25条の規定において準用する国家公務員共済組合法第63条、第64条及び第70条に規定する埋葬料及び弔慰金</p> <p>(7) 健康保険法（大正11年法律第70号）第100条に規定する埋葬料</p> <p>(8) 船員保険法（昭和14年法律第73号）第50条の9に規定する葬祭料</p> <p>(9) 船員法（昭和22年法律第100号）第93条及び第94条に規定する遺族手当及び葬祭料</p> <p>(10) 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（昭和22年法律第80号）第12条及び第12条の2に規定する弔慰金及び特別弔慰金</p> <p>(11) 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第31条及び第42条に規定する遺族補償及び葬祭補償</p> <p>(12) 消防組織法（昭和22年法律第226号）第15条の7の規定に基づく条例の定めにより支給される消防団員の公務災害補償</p> <p>(13) （同左）</p>

改正後	改正前
<p>第3条の2（遺贈により取得したものとみなす場合）関係 （相続財産法人からの財産分与の時期等）</p> <p>3の2—1 民法第958条の3第1項（特別縁故者に対する相続財産の分与）の規定による相続財産の分与は、次のような段階を経て行われるので、相続開始後相当の期間（最短13カ月）を経て行われることとなるのであるから、特に留意するものとする。</p> <p>（1） <u>民法第952条（相続財産の管理人の選任）</u>の規定による相続財産の管理人の選任及び公告</p> <p>（2） <u>民法第957条（相続債権者及び受遺者に対する弁済）</u>の規定による相続債権者及び受遺者に対しその請求の申出をすべき旨の公告</p> <p>（3） <u>民法第958条（相続人の搜索の公告）</u>の規定による相続人があるならばその権利を主張すべき旨の公告</p> <p>（4） <u>民法第958条の3</u>の規定による特別縁故者の財産分与の請求</p>	<p>第3条の2（遺贈により取得したものとみなす場合）関係 （相続財産法人からの財産分与の時期等）</p> <p>3の2—1 民法第958条の3第1項の規定による相続財産の分与は、次のような段階を経て行われるので、相続開始後相当の期間（最短13カ月）を経て行われることとなるのであるから、特に留意するものとする。</p> <p>（1） 相続財産管理人の選任及び公告</p> <p>（2） 債権者、受遺者に対しその請求の申出をすべき旨の公告</p> <p>（3） 相続人があるならばその権利を主張すべき旨の公告</p> <p>（4） 特別縁故者の財産分与の請求</p>
<p>第4条（贈与又は遺贈により取得したものとみなす信託財産）関係 （受益者確定前の信託財産）</p> <p>4—1 受益者が確定していない又は特定していない若しくは存在していない信託の委託者について相続の開始があった場合には、その信託に関する権利は委託者の相続人が相続によって取得する財産として取り扱うものとする。ただし、所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第217条の2第1項各号に掲げる要件を満たす信託法（大正11年法律第62号）第66条（<u>公益信託</u>）に規定する公益信託については、その信託に関する権利の価額は零として取り扱うものとする。</p>	<p>第4条（贈与又は遺贈により取得したものとみなす信託財産）関係 （受益者確定前の信託財産）</p> <p>4—1 受益者が確定していない又は特定していない若しくは存在していない信託の委託者について相続の開始があった場合には、その信託に関する権利は委託者の相続人が相続によって取得する財産として取り扱うものとする。ただし、所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第217条の2第1項各号に掲げる要件を満たす信託法（大正11年法律第62号）第66条に規定する公益信託については、その信託に関する権利の価額は零として取り扱うものとする。</p>
<p>第9条（その他の利益の享受）関係 （婚姻の取消し又は離婚により財産の取得があつた場合）</p> <p>9—8 婚姻の取消し又は離婚による財産の分与によつて取得した財産（民法第768条（<u>財産分与</u>）、第771条（<u>協議上の離婚の規定の準用</u>）及び第749条（<u>離婚の規定の準用</u>）参照）については、贈与により取得した財産とはならないのであるから留意する。ただし、その分与に係る財産の額が婚姻中の夫婦の協力によつて得た財産の額その他一切の事情を考慮してもなお過当であると認められる場合における当該過当である部分又は離婚を手段として贈与税若しくは相続税のほ脱を図ると認められる場合における当該離婚により取得した財産の価額は、贈与によつて取得した財産となるのであるから留意する。</p>	<p>第9条（その他の利益の享受）関係 （婚姻の取消し又は離婚により財産の取得があつた場合）</p> <p>9—8 婚姻の取消し又は離婚による財産の分与によつて取得した財産（民法第768条、第771条及び第749条参照）については、贈与により取得した財産とはならないのであるから留意する。ただし、その分与に係る財産の額が婚姻中の夫婦の協力によつて得た財産の額その他一切の事情を考慮してもなお過当であると認められる場合における当該過当である部分又は離婚を手段として贈与税若しくは相続税のほ脱を図ると認められる場合における当該離婚により取得した財産の価額は、贈与によつて取得した財産となるのであるから留意する。</p>

改正後	改正前
<p>第2章 課税価格、税率及び控除</p> <p>第1節 相続税</p> <p>第11条の2（(相続税の課税価格)関係） （胎児が生まれる前における共同相続人の相続分）</p> <p>11の2—3 相続人のうちに民法第886条（(相続に関する胎児の権利能力)）の規定により既に生まれたものとみなされる胎児がある場合で、相続税の申告書提出の時（更正又は決定をする時を含む。）においてまだその胎児が生まれていないときは、その胎児がいないものとした場合における各相続人の相続分によつて課税価格を計算することに取り扱うものとする。</p> <p>（停止条件付遺贈があつた場合の課税価格の計算）</p> <p>11の2—8 停止条件付の遺贈があつた場合において当該条件の成就前に相続税の申告書を提出するとき又は更正若しくは決定をするときは、当該遺贈の目的となつた財産については、相続人が民法第900条（(法定相続分)）から第903条（(特別受益者の相続分)）までの規定による相続分によつて当該財産を取得したものとしてその課税価格を計算するものとする。ただし、当該財産の分割があり、その分割が当該相続分の割合に従つてされなかつた場合において当該分割により取得した財産を基礎として申告があつた場合においては、その申告を認めても差し支えないものとする。</p> <p>第13条（(債務控除)関係） （相続財産に関する費用）</p> <p>13—2 民法第885条（(相続財産に関する費用)）の規定により相続財産の中から支弁する相続財産に関する費用は、法第13条第1項第1号に掲げる債務とはならないのであるから留意する。</p> <p>（「その者の負担に属する部分の金額」の意義）</p> <p>13—3 法第13条第1項に規定する「その者の負担に属する部分の金額」とは、相続又は遺贈（包括遺贈及び被相続人からの相続人に対する遺贈に限る。）によつて財産を取得した者が実際に負担する金額をいうのであるが、この場合において、これらの者の実際に負担する金額が確定していないときは民法第900条から第902条（(遺言に</p>	<p>第2章 課税価格、税率及び控除</p> <p>第1節 相続税</p> <p>第11条の2（(相続税の課税価格)関係） （胎児が生まれる前における共同相続人の相続分）</p> <p>11の2—3 相続人のうちに民法第886条の規定により既に生まれたものとみなされる胎児がある場合で、相続税の申告書提出の時（更正又は決定をする時を含む。）においてまだその胎児が生まれていないときは、その胎児がいないものとした場合における各相続人の相続分によつて課税価格を計算することに取り扱うものとする。</p> <p>（停止条件付遺贈があつた場合の課税価格の計算）</p> <p>11の2—8 停止条件付の遺贈があつた場合において当該条件の成就前に相続税の申告書を提出するとき又は更正若しくは決定をするときは、当該遺贈の目的となつた財産については、相続人が民法第900条から第903条までの規定による相続分によつて当該財産を取得したものとしてその課税価格を計算するものとする。ただし、当該財産の分割があり、その分割が当該相続分の割合に従つてされなかつた場合において当該分割により取得した財産を基礎として申告があつた場合においては、その申告を認めても差し支えないものとする。</p> <p>第13条（(債務控除)関係） （相続財産に関する費用）</p> <p>13—2 民法第885条の規定により相続財産の中から支弁する相続財産に関する費用は、法第13条第1項第1号に掲げる債務とはならないのであるから留意する。</p> <p>（「その者の負担に属する部分の金額」の意義）</p> <p>13—3 法第13条第1項に規定する「その者の負担に属する部分の金額」とは、相続又は遺贈（包括遺贈及び被相続人からの相続人に対する遺贈に限る。）によつて財産を取得した者が実際に負担する金額をいうのであるが、この場合において、これらの者の実際に負担する金額が確定していないときは民法第900条から第902条までの規</p>

改正後	改正前
<p>よる相続分の指定)) までの規定による相続分又は包括遺贈の割合に応じて負担する金額をいうものとして取り扱う。ただし、共同相続人又は包括受遺者が当該相続分又は包括遺贈の割合に応じて負担することとした場合の金額が相続又は遺贈により取得した財産の価額を超えることとなる場合において、その超える部分の金額を他の共同相続人又は包括受遺者の相続税の課税価格の計算上控除することとして申告があつたときは、これを認める。</p> <p>第15条((遺産に係る基礎控除)関係 (法第15条第2項に規定する相続人の数)</p> <p>15—2 (省略) 設例1～3 (省略) 設例4</p> <p>上記の場合において、(B)が民法第817条の2第1項(<u>特別養子縁組の成立</u>)に規定する特別養子縁組による養子となった者であるときの法第15条第2項に規定する相続人の数は、(A)、(B)、(B)を除く養子1人((C)又は(D)のいずれか1人を特定することを要しないのであるから留意する。)及び配偶者の4人となる。</p> <p>設例5 (省略)</p> <p>(「当該被相続人に養子がある場合」の意義)</p> <p>15—5 被相続人の民法第5編第2章(<u>相続人</u>)の規定による相続人(相続の放棄があつた場合には、その放棄がなかったものとした場合における相続人をいう。以下15—5において同じ。)が兄弟姉妹である場合は、その相続人の中に当該被相続人の親と養子縁組をしたことにより相続人となった者があるときであっても、法第15条第2項に規定する「当該被相続人に養子がある場合」に該当しないのであるから留意する。</p> <p>(「当該被相続人の配偶者の実子」等の意義)</p> <p>15—6 法第15条第3項第1号に規定する「当該被相続人の配偶者の実子で当該被相続人の養子となった者」とは、当該被相続人と当該配偶者との婚姻期間(婚姻後民法第728条第2項(<u>離婚等による姻族関係の終了</u>))の規定により姻族関係が終了するまでの期間をいう。以下15—6において同じ。)において被相続人の養子であつた者をいうものとする。また、法施行令第3条の2に規定する「当該婚姻後に当該被相続人の養子となったもの」とは、当該被相続人と同条に規定する配偶者との婚姻期間中にお</p>	<p>定による相続分又は包括遺贈の割合に応じて負担する金額をいうものとして取り扱う。ただし、共同相続人又は包括受遺者が当該相続分又は包括遺贈の割合に応じて負担することとした場合の金額が相続又は遺贈により取得した財産の価額を超えることとなる場合において、その超える部分の金額を他の共同相続人又は包括受遺者の相続税の課税価格の計算上控除することとして申告があつたときは、これを認める。</p> <p>第15条((遺産に係る基礎控除)関係 (法第15条第2項に規定する相続人の数)</p> <p>15—2 (同左) 設例1～3 (同左) 設例4</p> <p>上記の場合において、(B)が民法第817条の2第1項に規定する特別養子縁組による養子となった者であるときの法第15条第2項に規定する相続人の数は、(A)、(B)、(B)を除く養子1人((C)又は(D)のいずれか1人を特定することを要しないのであるから留意する。)及び配偶者の4人となる。</p> <p>設例5 (同左)</p> <p>(「当該被相続人に養子がある場合」の意義)</p> <p>15—5 被相続人の民法第5編第2章の規定による相続人(相続の放棄があつた場合には、その放棄がなかったものとした場合における相続人をいう。以下15—5において同じ。)が兄弟姉妹である場合は、その相続人の中に当該被相続人の親と養子縁組をしたことにより相続人となった者があるときであっても、法第15条第2項に規定する「当該被相続人に養子がある場合」に該当しないのであるから留意する。</p> <p>(「当該被相続人の配偶者の実子」等の意義)</p> <p>15—6 法第15条第3項第1号に規定する「当該被相続人の配偶者の実子で当該被相続人の養子となった者」とは、当該被相続人と当該配偶者との婚姻期間(婚姻後民法第728条第2項の規定により姻族関係が終了するまでの期間をいう。以下15—6において同じ。)において被相続人の養子であつた者をいうものとする。また、法施行令第3条の2に規定する「当該婚姻後に当該被相続人の養子となったもの」とは、当該被相続人と同条に規定する配偶者との婚姻期間中において被相続人の養子となった者</p>

改正後	改正前
<p>いて被相続人の養子となった者をいうものとする。</p> <p>第16条((相続税の総額))関係 (相続税の総額を計算する場合の取得金額)</p> <p>16—1 法第16条の規定により相続税の総額を計算する場合における同条に規定する「各取得金額」は、遺産が分割されたかどうかにかかわらず、また相続又は遺贈によって財産を取得した者がだれであるかにかかわらず、相続税の課税価格の合計額から遺産に係る基礎控除額を控除した後の金額を、法第15条第2項に規定する相続人の数に応じた相続人が民法第900条及び第901条<u>((代襲相続人の相続分))</u>の規定による相続分に応じて取得したもとして計算するのであるから留意する。</p> <p>(注) (省略)</p> <p>第19条の2((配偶者に対する相続税額の軽減))関係 (配偶者が財産の分割前に死亡している場合)</p> <p>19の2—5 相続又は遺贈により取得した財産の全部又は一部が共同相続人又は包括受遺者によつて分割される前に、当該相続(以下19の2—5において「第1次相続」という。)に係る被相続人の配偶者が死亡した場合において、第1次相続により取得した財産の全部又は一部が、第1次相続に係る配偶者以外の共同相続人又は包括受遺者及び当該配偶者の死亡に基づく相続に係る共同相続人又は包括受遺者によつて分割され、その分割により当該配偶者の取得した財産として確定させたものがあるときは、法第19条の2第2項の規定の適用に当たっては、その財産は分割により当該配偶者が取得したもとして取り扱うことができる。</p> <p><u>(注) 第1次相続に係る被相続人の配偶者が死亡した後、第1次相続により取得した財産の全部又は一部が家庭裁判所における調停又は審判(以下19の2—5において「審判等」という。)に基づいて分割されている場合において、当該審判等の中で、当該配偶者の具体的相続分(民法第900条から第904条の2((寄与分))までに規定する相続分をいう。以下19の2—5において同じ。)のみが金額又は割合によって示されているにすぎないときであっても、当該配偶者の共同相続人又は包括受遺者の全員の合意により、当該配偶者の具体的相続分に対応する財産として特定させたものがあるときは上記の取扱いができることに留意する。</u></p>	<p>をいうものとする。</p> <p>第16条((相続税の総額))関係 (相続税の総額を計算する場合の取得金額)</p> <p>16—1 法第16条の規定により相続税の総額を計算する場合における同条に規定する「各取得金額」は、遺産が分割されたかどうかにかかわらず、また相続又は遺贈によって財産を取得した者がだれであるかにかかわらず、相続税の課税価格の合計額から遺産に係る基礎控除額を控除した後の金額を、法第15条第2項に規定する相続人の数に応じた相続人が民法第900条及び第901条の規定による相続分に応じて取得したもとして計算するのであるから留意する。</p> <p>(注) (同左)</p> <p>第19条の2((配偶者に対する相続税額の軽減))関係 (配偶者が財産の分割前に死亡している場合)</p> <p>19の2—5 相続又は遺贈により取得した財産の全部又は一部が共同相続人又は包括受遺者によつて分割される前に、当該相続(以下19の2—5において「第1次相続」という。)に係る被相続人の配偶者が死亡した場合において、第1次相続により取得した財産の全部又は一部が、第1次相続に係る配偶者以外の共同相続人又は包括受遺者及び当該配偶者の死亡に基づく相続に係る共同相続人又は包括受遺者によつて分割され、その分割により当該配偶者の取得した財産として確定させたものがあるときは、法第19条の2第2項の規定の適用に当たっては、その財産は分割により当該配偶者が取得したもとして取り扱うことができる。</p>

改正後	改正前
<p>(申立ての時に訴えの提起がされたものとみなされる時)</p> <p>19の2—10 (省略)</p> <p>(1) 民事訴訟法(平成8年法律第109号)第275条第2項((訴え提起前の和解))の規定により、和解の申立てをした者がその申立てをした時に、その訴えを提起したものとみなされる場合</p> <p>(2) 家事審判法(昭和22年法律第152号)第26条第2項((調停の不成立の場合の処置))の規定により、調停の当事者が調停の申立ての時に、その訴えを提起したものとみなされる場合</p> <p>(3) 民事調停法(昭和26年法律第222号)第19条((調停不成立等の場合の訴の提起))の規定により、調停の申立者が調停の申立ての時に、その訴えの提起があつたものとみなされる場合</p> <p>(訴えの取下げの日)</p> <p>19の2—12 (省略)</p> <p>(1) 民事訴訟法第261条((訴えの取下げ))に規定する訴えの取下げがあつた場合その訴えの取下げの効力が生じた日</p> <p>(2) 民事訴訟法第263条((訴えの取下げの擬制))、民事調停法第20条第2項((受訴裁判所の調停))又は家事審判法第19条第2項((受訴裁判所の職権による調停))の規定により訴えの取下げがあつたものとみなされた場合 その訴えの取下げがあつたものとみなされた日</p> <p>(3) (省略)</p> <p>(注) 訴えの取下げの効力が生じた日、訴えの取下げの日又は上訴の取下げの日については、民事訴訟法第91条((訴訟記録の閲覧等))の規定による訴訟記録の閲覧又は裁判所の証明書により確認することができることに留意する。</p> <p>(訴訟完結の日)</p> <p>19の2—13 (省略)</p> <p>(1) 民事訴訟法第267条((和解調書等の効力))に規定する和解又は請求の放棄若しくは認諾があつた場合 その和解又は請求の放棄若しくは認諾を調書に記載した日</p> <p>(2)～(3) (省略)</p>	<p>(申立ての時に訴えの提起がされたものとみなされる時)</p> <p>19の2—10 (同左)</p> <p>(1) 民事訴訟法(平成8年法律第109号)第275条第2項の規定により、和解の申立てをした者がその申立てをした時に、その訴えを提起したものとみなされる場合</p> <p>(2) 家事審判法(昭和22年法律第152号)第26条第2項の規定により、調停の当事者が調停の申立ての時に、その訴えを提起したものとみなされる場合</p> <p>(3) 民事調停法(昭和26年法律第222号)第19条の規定により、調停の申立者が調停の申立ての時に、その訴えの提起があつたものとみなされる場合</p> <p>(訴えの取下げの日)</p> <p>19の2—12 (同左)</p> <p>(1) 民事訴訟法第261条に規定する訴えの取下げがあつた場合 その訴えの取下げの効力が生じた日</p> <p>(2) 民事訴訟法第263条、民事調停法第20条第2項又は家事審判法第19条第2項の規定により訴えの取下げがあつたものとみなされた場合 その訴えの取下げがあつたものとみなされた日</p> <p>(3) (同左)</p> <p>(注) 訴えの取下げの効力が生じた日、訴えの取下げの日又は上訴の取下げの日については、民事訴訟法第91条の規定による訴訟記録の閲覧又は裁判所の証明書により確認することができることに留意する。</p> <p>(訴訟完結の日)</p> <p>19の2—13 (同左)</p> <p>(1) 民事訴訟法第267条に規定する和解又は請求の放棄若しくは認諾があつた場合 その和解又は請求の放棄若しくは認諾を調書に記載した日</p> <p>(2)～(3) (同左)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(これらの申立てに係る事件の終了の日)</p> <p>19の2—14 (省略)</p> <p>(1) 家事審判規則(昭和22年最高裁判所規則第15号)第19条第2項(<u>高等裁判所による審判の取消差戻・取消自判</u>)に規定する審判に代わる裁判があつた場合 その裁判の確定の日</p> <p>(2) 民事調停法第17条(<u>調停に代わる決定</u>)に規定する調停に代わる決定があつた場合 その決定の確定の日</p> <p>(3) 民事調停法第31条(<u>商事調停事件について調停委員会が定める調停事項</u>)に規定する調停条項を定めた場合 その調停条項を定めた日</p> <p>(4)～(5) (省略)</p> <p>(財産の分割の協議に関する書類)</p> <p>19の2—17 相続税法施行規則(昭和25年大蔵省令第17号。以下「法施行規則」という。)第1条の4第3項第1号に規定する「財産の分割の協議に関する書類」とは、当該相続に係る共同相続人又は包括受遺者がその相続又は遺贈に係る財産の分割について協議をした事項を記載した書類で、これらの者が自署し、これらの者の住所地の市区町村長の印鑑証明を得た印を押しているものをいうのであるが、共同相続人又は包括受遺者が<u>民法第20条((制限行為能力者の相手方の催告権))の規定による制限行為能力者</u>である場合には、その者の特別代理人又は法定代理人がその者に代理して自署し、当該代理人の住所地の市区町村長の印鑑証明を得た印を押しているものをいうのであるから留意する。</p> <p>第19条の3((未成年者控除))関係 (婚姻した者の未成年者控除)</p> <p>19の3—2 法第19条の3第1項の未成年者控除の規定は、民法第753条(<u>婚姻による成年擬制</u>)の規定により成年に達したものとみなされた者についても適用があるのであるから留意する。</p> <p>第19条の4((障害者控除))関係 (一般障害者の範囲)</p> <p>19の4—1 (省略)</p> <p>(1) 児童相談所、知的障害者更生相談所(知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条第1項(<u>知的障害者更生相談所</u>))に規定する知的障害者更生相談所を</p>	<p>(これらの申立てに係る事件の終了の日)</p> <p>19の2—14 (同左)</p> <p>(1) 家事審判規則(昭和22年最高裁判所規則第15号)第19条第2項に規定する審判に代わる裁判があつた場合 その裁判の確定の日</p> <p>(2) 民事調停法第17条に規定する調停に代わる決定があつた場合 その決定の確定の日</p> <p>(3) 民事調停法第31条に規定する調停条項を定めた場合 その調停条項を定めた日</p> <p>(4)～(5) (同左)</p> <p>(財産の分割の協議に関する書類)</p> <p>19の2—17 相続税法施行規則(昭和25年大蔵省令第17号。以下「法施行規則」という。)第1条の4第3項第1号に規定する「財産の分割の協議に関する書類」とは、当該相続に係る共同相続人又は包括受遺者がその相続又は遺贈に係る財産の分割について協議をした事項を記載した書類で、これらの者が自署し、これらの者の住所地の市区町村長の印鑑証明を得た印を押しているものをいうのであるが、共同相続人又は包括受遺者が<u>無能力者</u>である場合には、その者の特別代理人又は法定代理人がその者に代理して自署し、当該代理人の住所地の市区町村長の印鑑証明を得た印を押しているものをいうのであるから留意する。</p> <p>第19条の3((未成年者控除))関係 (婚姻した者の未成年者控除)</p> <p>19の3—2 法第19条の3第1項の未成年者控除の規定は、民法第753条の規定により成年に達したものとみなされた者についても適用があるのであるから留意する。</p> <p>第19条の4((障害者控除))関係 (一般障害者の範囲)</p> <p>19の4—1 (同左)</p> <p>(1) 児童相談所、知的障害者更生相談所(知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所をいう。以下次項において同</p>

改正後	改正前
<p>いう。以下次項において同じ。)、精神保健福祉センター(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第6条第1項((精神保健福祉センター))に規定する精神保健福祉センターをいう。以下次項において同じ。)若しくは精神保健指定医の判定により知的障害者とされた者のうち重度の知的障害者とされた者以外の者</p> <p>(2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項((精神障害者保健福祉手帳))の規定により交付を受けた精神障害者保健福祉手帳(以下19の4-3までにおいて「精神障害者保健福祉手帳」という。)に障害等級が2級又は3級である者として記載されている者</p> <p>(3) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項((身体障害者手帳))の規定により交付を受けた身体障害者手帳(以下19の4-3までにおいて「身体障害者手帳」という。)に身体上の障害の程度が3級から6級までである者として記載されている者</p> <p>(4) (1)、(2)又は(3)に掲げる者のほか、戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条((戦傷病者手帳の交付))の規定により交付を受けた戦傷病者手帳(以下19の4-3までにおいて「戦傷病者手帳」という。)に記載されている精神上又は身体上の障害の程度が次に掲げるものに該当する者 イ～ニ (省略)</p> <p>(5) 常に就床を要し、複雑な介護を要する者のうち、精神又は身体の障害の程度が(1)又は(3)に準ずる者として市町村長又は特別区の区長(社会福祉法(昭和26年法律第45号)に定める福祉に関する事務所が老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の4第2項各号((福祉の措置の実施者))に掲げる業務を行っている場合には、当該福祉に関する事務所の長。以下「市町村長等」という。)の認定を受けている者</p> <p>(6) (省略)</p> <p>(特別障害者の範囲) 19の4-2 (省略) (1)～(4) (省略) (5) (3)及び(4)に掲げる者のほか、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項((認定))の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者</p>	<p>じ。)、精神保健福祉センター(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第6条第1項に規定する精神保健福祉センターをいう。以下次項において同じ。)若しくは精神保健指定医の判定により知的障害者とされた者のうち重度の精神薄弱者とされた者以外の者</p> <p>(2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により交付を受けた精神障害者保健福祉手帳(以下19の4-3までにおいて「精神障害者保健福祉手帳」という。)に障害等級が2級又は3級である者として記載されている者</p> <p>(3) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳(以下19の4-3までにおいて「身体障害者手帳」という。)に身体上の障害の程度が3級から6級までである者として記載されている者</p> <p>(4) (1)、(2)又は(3)に掲げる者のほか、戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により交付を受けた戦傷病者手帳(以下19の4-3までにおいて「戦傷病者手帳」という。)に記載されている精神上又は身体上の障害の程度が次に掲げるものに該当する者 イ～ニ (同左)</p> <p>(5) 常に就床を要し、複雑な介護を要する者のうち、精神又は身体の障害の程度が(1)又は(3)に準ずる者として市町村長又は特別区の区長(社会福祉法(昭和26年法律第45号)に定める福祉に関する事務所が老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の4第2項各号に掲げる業務を行っている場合には、当該福祉に関する事務所の長。以下「市町村長等」という。)の認定を受けている者</p> <p>(6) (同左)</p> <p>(特別障害者の範囲) 19の4-2 (同左) (1)～(4) (同左) (5) (3)及び(4)に掲げる者のほか、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者</p>

改正後	改正前
<p>(6)～(7) (省略)</p> <p>(障害者として取り扱うことができる者)</p> <p>19の4—3 (省略)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 交付を受けているこれらの手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けるための精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和25年厚生省令第31号）第23条第1項第1号（<u>精神障害者保健福祉手帳</u>）に規定する医師の診断書若しくは同項第2号に規定する精神障害を支給事由とする年金たる給付を現に受けていることを証する書類又は身体障害者手帳若しくは戦傷病者手帳の交付を受けるための身体障害者福祉法第15条第1項若しくは戦傷病者特別援護法施行規則（昭和38年厚生省令第46号）第1条第4号（<u>手帳の交付の請求</u>）に規定する医師の診断書により、相続開始の時の現況において、明らかにこれらの手帳に記載される程度の障害があると認められる者であること。</p> <p>第2節 贈与税</p> <p>第21条の3（<u>贈与税の非課税財産</u>）関係</p> <p>（選挙費用等の取扱い）</p> <p>21の3—8 (省略)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>イ 個人からの贈与によつて取得した金銭、物品その他の財産上の利益については、その取得した金銭、物品その他の財産上の利益のうち公職選挙法第189条（<u>選挙運動に関する収入及び支出の報告書の提出</u>）の規定による報告がされたものは、課税価格に算入しないこと。</p> <p>ロ (省略)</p> <p>(2) 政治資金規制法（昭和23年法律第194号）の適用を受ける政党（政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（平成6年法律第106号）第4条（<u>法人格の取得等</u>）の規定により法人格が付与されたものを除く。以下21の3—8において同じ。）、政治資金団体その他の政治団体が政治資金として金銭、物品その他の財産上の利益を取得した場合</p> <p>イ～ロ (省略)</p>	<p>(6)～(7) (同左)</p> <p>(障害者として取り扱うことができる者)</p> <p>19の4—3 (同左)</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 交付を受けているこれらの手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けるための精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和25年厚生省令第31号）第23条第1項第1号に規定する医師の診断書若しくは同項第2号に規定する精神障害を支給事由とする年金たる給付を現に受けていることを証する書類又は身体障害者手帳若しくは戦傷病者手帳の交付を受けるための身体障害者福祉法第15条第1項若しくは戦傷病者特別援護法施行規則（昭和38年厚生省令第46号）第1条第4号に規定する医師の診断書により、相続開始の時の現況において、明らかにこれらの手帳に記載される程度の障害があると認められる者であること。</p> <p>第2節 贈与税</p> <p>第21条の3（<u>贈与税の非課税財産</u>）関係</p> <p>（選挙費用等の取扱い）</p> <p>21の3—8 (同左)</p> <p>(1) (同左)</p> <p>イ 個人からの贈与によつて取得した金銭、物品その他の財産上の利益については、その取得した金銭、物品その他の財産上の利益のうち公職選挙法第189条の規定による報告がされたものは、課税価格に算入しないこと。</p> <p>ロ (同左)</p> <p>(2) 政治資金規制法（昭和23年法律第194号）の適用を受ける政党（政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（平成6年法律第106号）第4条の規定により法人格が付与されたものを除く。以下21の3—8において同じ。）、政治資金団体その他の政治団体が政治資金として金銭、物品その他の財産上の利益を取得した場合</p> <p>イ～ロ (同左)</p>

改正後	改正前
<p>第3節 相続時精算課税</p> <p>第21条の17((相続時精算課税に係る相続税の納付義務の承継等))関係 (相続人が特定贈与者のみである場合)</p> <p>21の17—3 相続時精算課税適用者の相続人が特定贈与者のみである場合には、相続時精算課税の適用に伴う権利義務は当該特定贈与者及び当該相続時精算課税適用者の民法第889条((直系尊属及び兄弟姉妹の相続権))の規定による後順位の相続人となる他の者には承継されないものであるから留意する。</p> <p>したがって、この場合には、当該特定贈与者の死亡に係る当該相続時精算課税適用者の相続税の申告は必要がないこととなる。</p> <p>第3章 財産の評価</p> <p>第23条((地上権及び永小作権の評価))関係 (借地権及び区分地上権の評価)</p> <p>23—1 建物の所有を目的とする地上権及び民法第269条の2((地下又は空間を目的とする地上権))の規定による区分地上権については、法第23条の規定の適用はなく、法第22条の規定が適用されるのであるから留意する。</p> <p>第4章 申告及び納付</p> <p>第27条((相続税の申告書))関係 (「相続の開始があつたことを知つた日」の意義)</p> <p>27—4 法第27条第1項及び第2項に規定する「相続の開始があつたことを知つた日」とは、自己のために相続の開始があつたことを知つた日をいうのであるが、次に掲げる者については、次に掲げる日をいうものとして取り扱うものとする。</p> <p>なお、当該相続に係る被相続人を特定贈与者とする相続時精算課税適用者に係る「相続の開始があつたことを知つた日」とは、次に掲げる日にかかわらず、当該特定贈与者が死亡したこと又は当該特定贈与者について民法第30条((失踪の宣告))の規定による失踪の宣告に関する審判の確定のあつたことを知つた日となるのであるから留意する。</p> <p>(1) 民法第30条及び第31条の規定により失踪の宣告を受け死亡したものとみなされた者の相続人又は受贈者 これらの者が当該失踪の宣告に関する審判の確定の</p>	<p>第3節 相続時精算課税</p> <p>第21条の17((相続時精算課税に係る相続税の納付義務の承継等))関係 (相続人が特定贈与者のみである場合)</p> <p>21の17—3 相続時精算課税適用者の相続人が特定贈与者のみである場合には、相続時精算課税の適用に伴う権利義務は当該特定贈与者及び当該相続時精算課税適用者の民法第889条の規定による後順位の相続人となる他の者には承継されないものであるから留意する。</p> <p>したがって、この場合には、当該特定贈与者の死亡に係る当該相続時精算課税適用者の相続税の申告は必要がないこととなる。</p> <p>第3章 財産の評価</p> <p>第23条((地上権及び永小作権の評価))関係 (借地権及び区分地上権の評価)</p> <p>23—1 建物の所有を目的とする地上権及び民法第269条の2の規定による区分地上権については、法第23条の規定の適用はなく、法第22条の規定が適用されるのであるから留意する。</p> <p>第4章 申告及び納付</p> <p>第27条((相続税の申告書))関係 (「相続の開始があつたことを知つた日」の意義)</p> <p>27—4 法第27条第1項及び第2項に規定する「相続の開始があつたことを知つた日」とは、自己のために相続の開始があつたことを知つた日をいうのであるが、次に掲げる者については、次に掲げる日をいうものとして取り扱うものとする。</p> <p>なお、当該相続に係る被相続人を特定贈与者とする相続時精算課税適用者に係る「相続の開始があつたことを知つた日」とは、次に掲げる日にかかわらず、当該特定贈与者が死亡したこと又は当該特定贈与者について民法第30条の規定による失そうの宣告に関する審判の確定のあつたことを知つた日となるのであるから留意する。</p> <p>(1) 民法第30条及び第31条の規定により失そうの宣告を受け死亡したものとみなされた者の相続人又は受贈者 これらの者が当該失そうの宣告に関する審判の確</p>

改正後	改正前
<p>あったことを知った日</p> <p>(2) 相続開始後において当該相続に係る相続人となるべき者について民法第30条の規定による<u>失踪</u>の宣告があり、その死亡したものとみなされた日が当該相続開始前であることにより相続人となった者 その者が当該<u>失踪</u>の宣告に関する審判の確定のあったことを知った日</p> <p>(3) 民法第32条(<u>失踪の宣告の取消し</u>)第1項の規定による<u>失踪</u>宣告の取消しがあつたことにより相続開始後において相続人となった者 その者が当該<u>失踪</u>の宣告の取消しに関する審判の確定のあつたことを知った日</p> <p>(4) 民法第787条(<u>認知の訴え</u>)の規定による認知に関する裁判又は同法第894条第2項の規定による相続人の廃除の取消しに関する裁判の確定により相続開始後において相続人となった者 その者が当該裁判の確定を知った日</p> <p>(5)～(9) (省略)</p> <p>(注) (省略)</p>	<p>定のあったことを知った日</p> <p>(2) 相続開始後において当該相続に係る相続人となるべき者について民法第30条の規定による<u>失そう</u>の宣告があり、その死亡したものとみなされた日が当該相続開始前であることにより相続人となった者 その者が当該<u>失そう</u>の宣告に関する審判の確定のあったことを知った日</p> <p>(3) 民法第32条第1項の規定による<u>失そう</u>宣告の取消しがあつたことにより相続開始後において相続人となった者 その者が当該<u>失そう</u>の宣告の取消しに関する審判の確定のあつたことを知った日</p> <p>(4) 民法第787条の規定による認知に関する裁判又は同法第894条第2項の規定による相続人の廃除の取消しに関する裁判の確定により相続開始後において相続人となった者 その者が当該裁判の確定を知った日</p> <p>(5)～(9) (同左)</p> <p>(注) (同左)</p>
<p>第30条((期限後申告の特則))関係</p> <p>(法第30条第1項の規定による期限後申告書を提出することができる者)</p> <p>30—1 (省略)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 民法第892条及び第893条の規定による相続人の廃除に関する裁判の確定、同法第884条(<u>相続回復請求権</u>)に規定する相続の回復並びに同法第919条第2項の規定による相続の放棄の取消しがあつたこと。</p> <p>(3)～(5) (省略)</p> <p>(6) 民法第910条(<u>相続の開始後に認知された者の価額の支払請求権</u>)の規定による請求があつたことにより弁済すべき額が確定したこと。</p> <p>(7) (省略)</p>	<p>第30条((期限後申告の特則))関係</p> <p>(法第30条第1項の規定による期限後申告書を提出することができる者)</p> <p>30—1 (同左)</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 民法第892条及び第893条の規定による相続人の廃除に関する裁判の確定、同法第884条に規定する相続の回復並びに同法第919条第2項の規定による相続の放棄の取消しがあつたこと。</p> <p>(3)～(5) (同左)</p> <p>(6) 民法第910条の規定による請求があつたことにより弁済すべき額が確定したこと。</p> <p>(7) (同左)</p>
<p>(保険金請求権等の買取りに係る買取額の支払いを受けたことにより新たに納付すべき相続税額があることとなった者の申告の取扱い)</p> <p>30—3 相続税の申告書の提出期限後において、保険業法第270条の6の10第3項(<u>課税関係</u>)に規定する「買取額」の支払いを受けたことにより新たに納付すべき相続税額があることとなった者が提出した申告書については、法第30条の規定による期限後申告書に該当するものとして取り扱うものとする。</p>	<p>(保険金請求権等の買取りに係る買取額の支払いを受けたことにより新たに納付すべき相続税額があることとなった者の申告の取扱い)</p> <p>30—3 相続税の申告書の提出期限後において、保険業法第270条の6の10第3項に規定する「買取額」の支払いを受けたことにより新たに納付すべき相続税額があることとなった者が提出した申告書については、法第30条の規定による期限後申告書に該当するものとして取り扱うものとする。</p>

改正後	改正前
<p>第32条((更正の請求の特則))関係 (「その他の事由により相続人に異動が生じたこと」の意義)</p> <p>32—1 法第32条第2号に規定する「その他の事由により相続人に異動が生じたこと」とは、民法第886条に規定する胎児の出生、相続人に対する<u>失踪</u>の宣告又はその取消し等により相続人に異動を生じた場合をいうのであるから留意する。</p> <p>第6章 延納及び物納</p> <p>第41条((物納))関係 (用益権の設定されている土地等)</p> <p>41—12 (省略)</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>(4) 土地区画整理事業(土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第2条第1項又は第2項(<u>定義</u>))に規定する土地区画整理事業をいう。)の施行地区内にある土地について、同法第98条(<u>仮換地の指定</u>)の規定に基づく仮換地が指定されていない土地</p>	<p>第32条((更正の請求の特則))関係 (「その他の事由により相続人に異動が生じたこと」の意義)</p> <p>32—1 法第32条第2号に規定する「その他の事由により相続人に異動が生じたこと」とは、民法第886条に規定する胎児の出生、相続人に対する<u>失そう</u>の宣告又はその取消し等により相続人に異動を生じた場合をいうのであるから留意する。</p> <p>第6章 延納及び物納</p> <p>第41条((物納))関係 (用益権の設定されている土地等)</p> <p>41—12 (同左)</p> <p>(1)～(3) (同左)</p> <p>(4) 土地区画整理事業(土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第2条第1項又は第2項に規定する土地区画整理事業をいう。)の施行地区内にある土地について、同法第98条の規定に基づく仮換地が指定されていない土地</p>